

コーポレート・ガバナンス報告書

2023年8月18日

株式会社エンゼルグループ

代表取締役社長 新保 光栄

問合せ先： 03-6256-0155

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、経営環境が急速に変化する中で企業が安定的に成長・発展をするためには、経営の効率性、健全性、透明性を高めていくことが必要不可欠と考えます。そのため、コーポレート・ガバナンスを拡充、徹底することが最重要課題と認識しております。

その実現に向け、2021年8月期の臨時株主総会において、監査等委員会設置会社及び会計監査人設置会社への移行に関する定款変更決議を行いました。取締役会の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図ってまいります。

また、今後も社会環境の変化や法令等の施行に応じて、コーポレート・ガバナンスの実効性を高めるために必要な見直しを行い、ステークホルダーの皆様に対し公正な経営情報の開示の適正性を確保してまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
新保 光栄	2,510,000	62.76%
小千谷産業株式会社	599,500	14.99%
安藤 敏幸	190,000	4.75%
地方創生新潟1号投資事業有限責任組合	120,000	3.00%
田中 耕介	100,000	2.50%
新保 登	100,000	2.50%
新保 ミイ	80,000	2.00%
海津 勇一郎	80,000	2.00%
大塚 勇栄	80,000	2.00%
新保 ゆかり	40,000	1.00%

支配株主名	新保 光栄
-------	-------

親会社名	なし
------	----

親会社の上場取引所	なし
-----------	----

補足説明

<p>上記大株主の状況は、2023年8月18日現在の株主名簿に基づいて記載しています。 持株割合は自己株式440,500株を除いた比率で記載しています。</p>
--

3. 企業属性

上場予定市場区分	TOKYO PRO Market
決算期	8月
業種	不動産業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

<p>当社の代表取締役社長新保光栄が、2023年8月18日現在、当社発行済み株式総数の過半数を所有しており、支配株主にあたりますが、現在、当社と支配株主の間に取引は無く、今後行う予定もありません。</p> <p>なお、将来的に取引を検討する場合、関連当事者取引管理規程に則り、少数株主の利益を損なうことのないよう、取引理由及びその必要性、取引条件及びその決定方法の妥当性等について、取締役会において十分に審議した上で意思決定を行うこととしております。</p>

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

特にありません。

II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名以内 監査等委員でない取締役6名以内
------------	--------------------------

	監査等委員である取締役 4名以内
定款上の取締役の任期	監査等委員でない取締役 1年 監査等委員である取締役 2年
取締役会の議長	取締役社長
取締役の人数	8名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
佐藤信祐	公認会計士													
佐藤義幸	弁護士													
永瀬俊彦	新潟ベンチャーキャピタル ㈱ 代表取締役社長													

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h. 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k. その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
佐藤信祐	○	該当事項はありません。	公認会計士としての専門的見地から、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、特に

			株式会社エンゼルフォレストリゾートの会計処理について専門的な立場から監督、助言を行うなど、意思決定の妥当性、適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
佐藤義幸	○	該当事項はありません。	弁護士としての専門的見地から、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、特に M&A に関連する会社法について専門的な立場から監督、助言を行うなど、意思決定の妥当性、適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
永瀬俊彦	○	該当事項はありません。	新潟ベンチャーキャピタル(株)において代表取締役に就任していること、また住友銀行の就業経験もあり、金融界や産業界にも知見があるため企業トップとしての豊富な経営経験と幅広い識見を有しております。経営経験に基づく視点からのモニタリングや助言を通じて、当社ガバナンスの維持・向上に、適切な役割を果たしております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	委員長 (議長)
監査等委員会	4	1	1	3	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び 使用人の有無	あり
--------------------------------	----

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

<p>監査等委員会は、基本方針の決定又は決議に関し、企業規模、業種、経営上のリスクその他会社固有の事情を考慮し、監査等の実効性の確保の観点から監査等委員の職務を補助する組織を内部監査部門とし、補助使用人等の人事異動、人事評価、懲戒処分等に対する監査等委員会の同意権を有しており補助使用人等の業務執行者からの独立性の確保するよう努めております。</p>

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

<p>1) 監査等委員と会計監査人の連携状況</p> <p>監査等委員は、会計監査人と相当数の会合を持ち、監査方針や監査計画についての説明や、会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するための説明等を聞くとともに、監査等委員からも重点監査項目について、要望を伝えるなど、積極的に意見・情報交換を行い、適正で厳格な会計監査が実施できるよう努めております。</p> <p>また、監査等委員は、会計監査人の監査の方法及び結果に関する報告を受けるなど、会計監査人の監査の実施状況の把握に努め、会計監査人監査の相当性の判断を行っております。</p> <p>(2) 監査等委員と内部監査部門の連携状況</p> <p>当社は、監査等委員会が、内部監査部門とも、相互に連携・協力し、監査の効率性、実効性を高め、監査の質的向上に努めております。</p> <p>また、監査等委員は、定期的・必要に応じて適宜に開催する監査等委員会において情報の共有化を図るとともに、監査等委員会として取締役会等で社外取締役の見地からの意見も含めて述べるなど、当社グループの経営の健全性の維持に努めております。</p>

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の 委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【独立役員関係】

独立役員の人数	3名
---------	----

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

<p>当社のストックオプション制度は、会社法に基づき、2022年11月28日開催の第2回定時株主総会において決議しました。その内容の概要は次のとおりであります。</p> <p>なお、2023年1月10日開催の取締役会において、2023年2月6日付をもって、当社普通株式1株を50株に分割し、発行可能株式総数について32万株を1,600万株に定款変更することを決議いたしました。</p> <p>1. 新株予約権の数の上限 2,260 個を上限とする（うち、監査等委員でない取締役への付与は 225 個を上限とする）。</p> <p> なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、1株とする。</p> <p> （ただし、3.（1）に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。）</p> <p>2. 新株予約権と引換えに払い込む金銭</p> <p> 新株予約権と引換えに金銭を払い込むことを要しない。</p> <p>3. 新株予約権の内容</p> <p>（1）割り当てる新株予約権の目的となる株式の種類及び数</p> <p> 当社普通株式 2,260 株を新株予約権の目的となる株式数の上限とする。</p> <p> なお、当社が株式分割（株式無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。</p> <p> 調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率</p> <p> また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとする。</p> <p>（2）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額</p> <p> 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に1. に定める新株予約権1個の株式数を乗じた金額とする。</p> <p> 行使価額は、42,500 円とする。</p>
--

なお、当社が株式分割（株式無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る払込金額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は合理的な範囲で調整されるものとする。

（3）新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の募集事項を決定する取締役会決議の日後2年を経過した日から、当該決議の日後10年を経過する日までとする。

ただし、権利行使の最終日が当社の休日にあたる場合にはその前営業日を権利行使の最終日とする。

（4）増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

（5）譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

（6）新株予約権の行使の条件

- ①新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、従業員、顧問その他これに準じる地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期满了により退任又は定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。
- ②新株予約権の行使は、当社普通株式が東京証券取引所のグロース、スタンダード、プライム市場のいずれかに上場することを条件とする。
- ③新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。ただし、取締役会が認めた場合はこの限りではない。
- ④ 本新株予約権の行使は、1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。

（7）新株予約権の取得事由

- ① 新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社は、取締役会が別途定める日に、無償で本新株予約権を取得することができる。
- ② 新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件の規定に該当しなくなった場合、及び新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合には、当社は、取締役会の決議により別途定める日において本新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができ、一部を取得する場合は、取締役会の決議により取得する本新株予約権を決定するものとする。

（8）当社が組織再編行為を実施する際の新株予約権の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記（１）に準じて決定する。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記（２）で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

前記（３）に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記（３）に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑥ 新株予約権の行使の条件

前記（６）に準じて決定する。

⑦ 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

前記（４）に準じて決定する。

⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

⑨ 新株予約権の取得事由

前記（７）に準じて決定する。

（９） 新株予約権の行使により発生する端数の切捨て

新株予約権者に交付する株式の数に１株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

ストックオプションの付与対象者	当社又は当社子会社の取締役、従業員、顧問その他これに準じる地位を有している者
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

ただし、新株予約権者が任期满了により退任又は定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていない
------	---------------

該当項目に関する補足説明

全取締役の総額および社外取締役の総額を開示しております。

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
---------------------	----

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

1.基本方針

当社の取締役の報酬は、以下の基本方針に従う。

- (1) 当社の持続的な成長と中長期の企業価値向上に資するものであること
- (2) 株主との価値共有や株主重視の経営意識を高めることに資するものであること
- (3) 短期業績に加え中長期業績との連動にも配慮したものであること
- (4) 優秀な人材を確保・維持できる報酬水準であること
- (5) 様々なステークホルダーの価値創造に配慮していること
- (6) 透明性、客観性を備えた設計であり、これを担保する適切なプロセスを経て決定されること

2. 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針

当社の取締役の報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

3. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき、代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、株主総会で承認された報酬限度額の範囲内で、各取締役の担当事業の業績を踏まえた基本報酬の額の決定とする。取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、社外取締役に原案を諮問し、その妥当性等について答申を得るものとする。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役に對し、取締役会事務局は、定期的開催される取締役会に上程する議案につき、資料等の準備および情報提供を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

【現状の体制の概要】

当社は監査等委員会設置会社及び会計監査人設置会社の経営体制を基本とし、当社の取締役会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名及び監査等委員である取締役4名（うち、社外取締役3名）で構成されております。

取締役会は、法令、定款及び株主総会決議に基づき、職務権限規程、取締役会規程その他の当社諸規程等の会社運営の基礎となる諸基準を整備し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を確保しております。なお、定例取締役会が毎月1回、その他必要に応じて臨時取締役会が開催され、経営に関する重要事項を決定しております。コンプライアンスの重要性と経営の透明性及び健全性が最も重要な課題であることを認識し、取締役会における議決権を有する監査等委員が経営の意思決定に深く関わることにより、取締役会の監督機能の強化を図ってまいります。

内部監査室は、社長直轄とし、常勤監査等委員との連携により内部監査を実施し、定期的に代表取締役に報告しております。

当社の監査等委員会は、4名の監査等委員である取締役で構成され、そのうち3名が社外取締役であります。常勤の監査等委員も定め、独立性及び専門的の見地から、ガバナンスのあり方やその運営状

況を監視し、取締役の職務の執行を含む日常的活動の監査を実施しております。

また、監査等委員は株主総会や取締役会に出席し、取締役の職務の執行状況を監視するとともに、適宜必要な意見を述べております。

当社は、有限責任大有監査法人と監査契約を締結し、独立した立場から会社法第 436 条第 2 項第 1 号、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1、「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第 110 条第 5 項及び第 128 条第 3 項の規定に基づき監査を受けております。なお 2022 年 8 月期において監査を執行した公認会計士は坂野英雄氏、新井努氏の 2 名であります。

なお、当社と監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には特別な利害関係はありません。

【監査等委員会の機能強化に向けた取り組み状況】

取締役および使用人は、監査等委員に対し、当社および当社グループの経営に重大な影響を与える事項、内部監査の実施状況、内部通報の状況を速やかに報告しております。

監査等委員は、取締役会に出席するほか随時、取締役、使用人、会計監査人等と意見交換を行っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社の取締役会は、各取締役をはじめ常勤監査等委員、社外監査等委員が各々の判断で意見を述べることができる場となっております。取締役会は原則月 1 回開催としており、2022 年 8 月期は毎月開催し、業務執行に関する重要な意思決定を行いました。取締役会におきましては、常勤監査等委員、社外監査等委員から意思決定または監督・監視の面において、独立した立場から有益なご指摘をいただいております。これらにより、取締役および監査等委員による監督・監査機能の充実が図られていると考えております。

なお、当社は弁護士事務所等と顧問契約を締結し、必要に応じて重要な意思決定や日常の業務執行の助言を受けております。

Ⅲ. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取り組み

	補足説明
実施していない	今後の株主の状況を鑑み、検討してまいります。

2. IR に関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR 資料をホームページ掲載	当社 WEB サイト上に IR 情報ページを設け、TDnet において開示された情報や決算情報、発行者情報、特定証券情報のほか、決算説明会資料等についても掲載していく予定です。	実施予定

IRに関する部署(担当者)の設置	総務人事部 総務・広報課を IR に関する担当部署として おります。
------------------	---------------------------------------

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
実施していない	今後の検討課題と認識しておりますが、TDnet や当社ホームページにて、ステークホルダーに対して積極的な情報開示を適時に行っていく方針です。

IV. 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

<p>【基本的な考え方】</p> <p>当社は取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社の業務並びに当社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法令で定める体制の整備に関する事項について、以下のとおり基本方針を定めております。</p> <p>1 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制</p> <p>①取締役は、企業理念、行動指針、法令、定款、社内ルールの順守について自ら範を示しつつ使用人の指導を行う。併せて、取締役会等において、法令、定款等に対する違反がないことを確認する。</p> <p>②財務報告の適正性を確保するとともに、適切な体制の運用・整備・改善を行う。</p> <p>③「反社会的勢力対策規程」を順守し、反社会的勢力との関係を遮断する。</p> <p>④「コンプライアンス規程」を遵守し、コンプライアンス体制を有効・強固なものとする。</p> <p>⑤社内および社外の内部通報窓口を設けてコンプライアンス体制の有効性を高める。</p> <p>2 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制</p> <p>①法令・社内規程に基づき、文書等の保存および管理を行う。</p> <p>②個人情報の管理について、関連規程を整備する。</p> <p>③情報管理の状況について、「情報セキュリティ管理規程」を遵守し、必要に応じて改善提案を行う。</p> <p>3 損失の危険の管理に関する規程その他の体制</p> <p>①重要な経営課題については、取締役会規則等の社内規程に基づき、取締役会に上程して、その合理性およびリスクの予測・対応策を審議する。</p> <p>②リスク抑制のため、決裁者は職務権限規程に従って関係部署と合議をしたうえで決裁判断をする。</p> <p>③日常業務で発生し得るリスクの回避・最小化のため、業務遂行関係規程の充実を図る。</p> <p>4 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制</p> <p>①取締役会を定期的開催し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の担当業務に関する報告と審議を行う。</p> <p>②社長以下取締役（監査等委員である取締役を除く。）が出席する営業会議その他の社内会議において、業務の効率性、合理性、リスク対応を検証する。</p> <p>③可能な限り権限委譲を行い、決裁のスピードアップ・効率化を図る。</p>
--

5 当社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1)子会社の取締役、使用人（以下、子会社の取締役等という。）の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する事項

子会社で重要な事象が生じた場合には、当該子会社の取締役等から当社の担当取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、同じ。）に直ちに報告させる。併せて、子会社の重要な業務執行に関し当社の担当取締役に定期的に報告させる。

(2)子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

子会社の事業運営に係るリスクに関し、当社の取締役会において、当社の担当取締役から報告する。

(3)子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

①事業年度ごとに、子会社の経営目標および予算配分等につき、当社の担当取締役と当該子会社の取締役が協議し決定する。

②当社の職務分掌、指揮命令系統、権限および意思決定その他の組織に関する基準に準拠した体制を子会社において構築させる。

(4)子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

①当社の取締役または使用人が子会社の取締役を兼務して監督し、当社の取締役会、経営会議にて毎月の業務状況を報告・審議する。

②当社の内部統制の体制はほぼ同様の内容で子会社にも適用し、子会社の取締役等のための内部通報窓口を設置する。

③ 会計監査人、監査等委員会および内部監査室は、子会社の会計処理状況、法令・社内規則の順守状況等を監査する。

6 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項

監査等委員会の職務は使用人の中から定められた者が補助する。

7 前項に定める使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項
第6項に定める使用人の異動、評価等は監査等委員の意見を尊重したものとし、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性を確保する。また、監査等委員会の職務を補助する際、もっぱら監査等委員会の指揮命令に従う。

8 監査等委員会の第6項に定める使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会の事務局を設置して、実効性を確保する。

9 当社の監査等委員会への報告に関する体制

(1)取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人が監査等委員会に報告するための体制

①経営課題、主要な申請事項、日常の業務執行状況について、監査等委員である取締役が出席する取締役会にて取締役（監査等委員である取締役を除く。）から報告を行う。

②主要な申請事項その他社内の重要な事項について、監査等委員会は、随時、関係書類を閲覧し、報告を受けることができる。

③取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、経営に著しい影響を及ぼすおそれのある事態が発生した場合、職務遂行に関して不正行為・重大な法令違反等の事実が判明した場合には、直ちに、監

<p>査等委員会に報告を行う。</p> <p>(2)子会社の取締役、使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告するための体制</p> <p>①子会社の取締役、使用人は、監査等委員会から業務執行に関する事項につき報告を求められたときは、速やかに対応する。</p> <p>②子会社の取締役、使用人は、法令等の違反行為を発見したときは、当社の担当取締役および監査等委員会に報告する。</p> <p>10 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制</p> <p>①監査等委員会に報告を行った取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人に対し、そのことを理由として不利に取扱わないこととし、その旨を当社および子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）、使用人に周知する。</p> <p>②内部通報窓口に通報したことを理由とした不利益な取扱を禁止する旨を規程に明記する。</p> <p>11 監査等委員会の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項</p> <p>監査等委員会から費用の請求があるときは、職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、当該費用を負担しまたは債務を処理する。また、毎年、一定額の予算を設ける。</p> <p>12 その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制</p> <p>①監査等委員会は、必要に応じ、社内各部署に対し、監査に必要な資料の閲覧・提出、質問への回答等、監査への協力を求めることができるものとし、同時に、協力を求められた部署は必ずこれに応じることとする。</p> <p>②監査等委員会は、監査の品質・効率を高めるため、適宜、会計監査人と情報・意見交換等の緊密な連携を図ることができるほか、弁護士その他社外の専門家に随時、相談できるものとする。</p>

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

<p>(1) 当社グループは、反社会的勢力との一切の関係を遮断し、反社会的勢力による不当要求には毅然とした姿勢で対応する。</p> <p>(2) 反社会的勢力から不当要求を受けた場合の社内対応部署を総務人事部とし、総務人事部長は、役員が反社会的勢力又はその疑いがある者であると知った際に実施する報告を受けた場合に社長に報告するとともに内容を調査し、必要に応じて警察、弁護士、全国暴力追放運動推進センターその他の外部機関と緊密に連携し組織的に対応する。</p>

V. その他

1. 買収防衛策導入の有無

買収防衛策導入	なし
---------	----

該当項目に関する補足説明

該当事項はありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の適時開示体制は、金融商品取引法および証券取引所が定める適時開示規則により要請される重要情報、ならびに投資判断に重要な影響を与えると思われる情報について適時・適切に情報開示することを基本としております。

(1) 決定事実、決算に関する情報等について

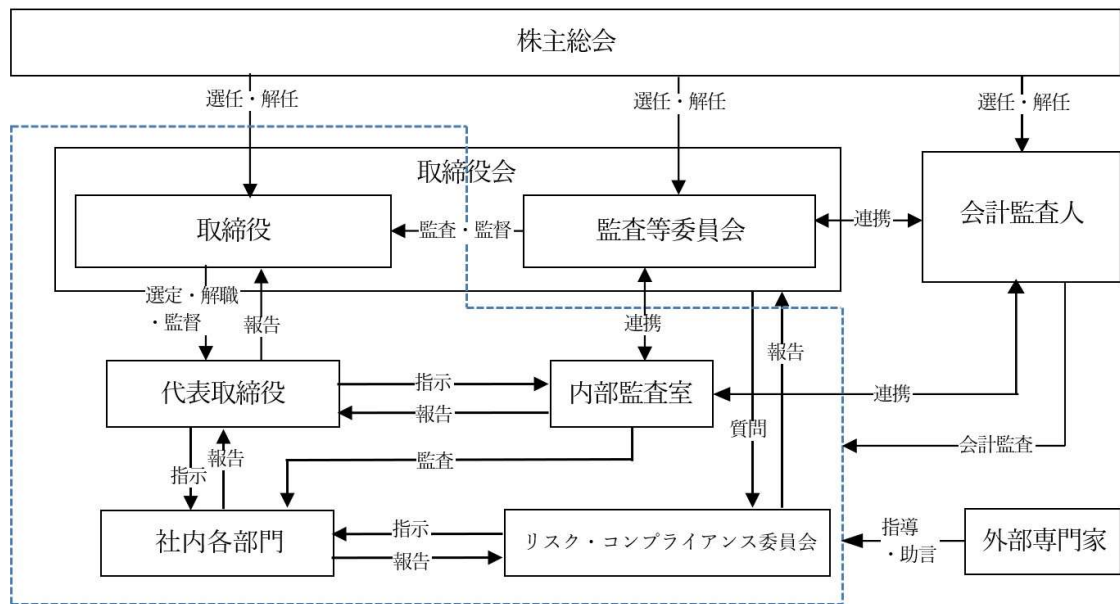
情報取扱責任者（コーポレート本部長）が一元的に情報を収集し、取締役会の承認または報告をもって速やかに開示担当部署（経営企画部）により、当該情報を適時・適切に開示しております。

(2) 発生事実に関する情報について

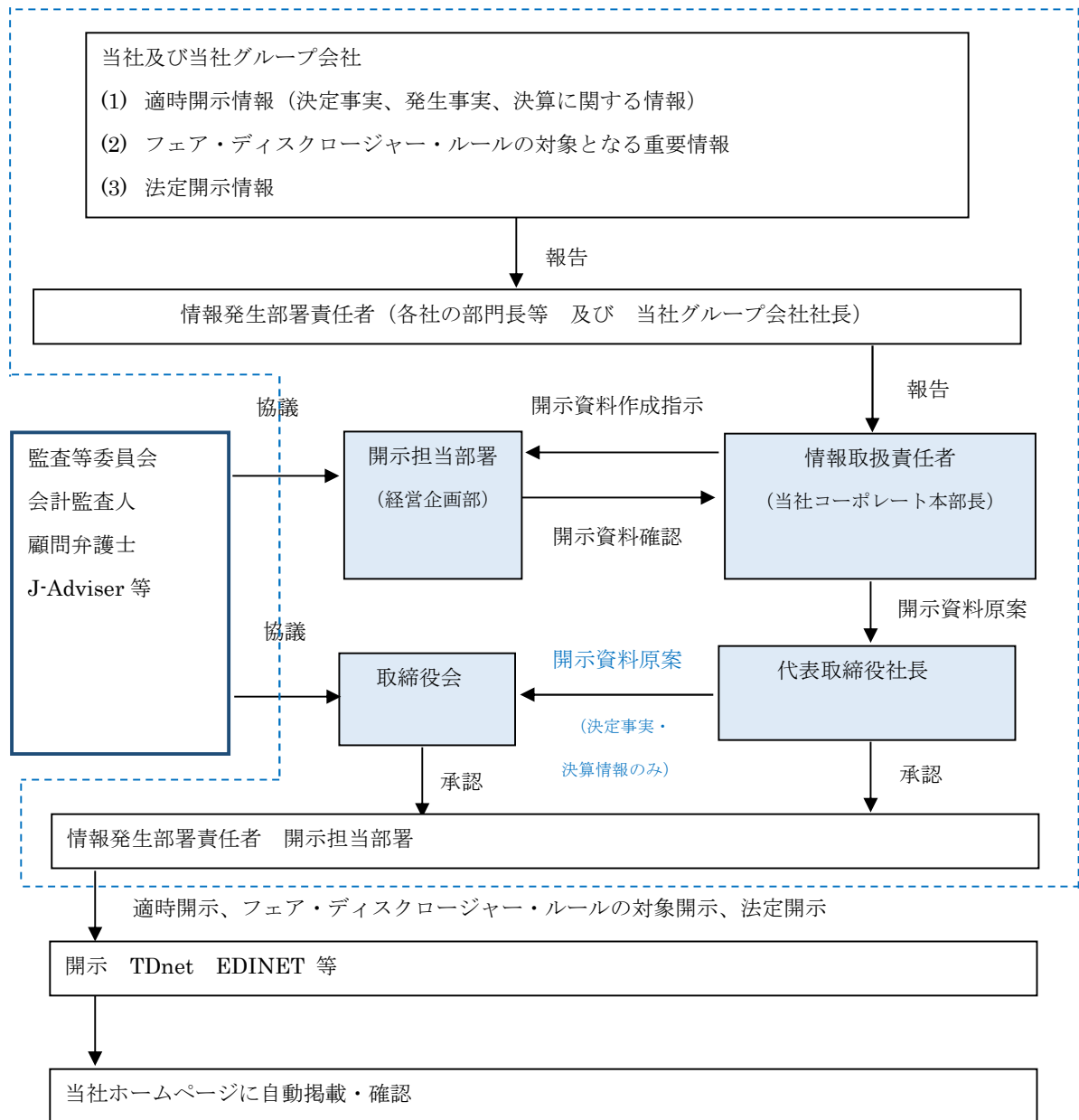
事由発生の都度、当社および当社グループの部門責任者から開示担当部署が一元的に情報を収集し、代表取締役および情報取扱責任者に報告したのち対応を協議したうえで、開示が必要な場合は、開示担当部署により速やかに情報開示いたします。

また、ステークホルダーが当社に関する重要な情報を公平かつ容易に取得する機会を確保できるよう、当社ホームページ「IR 情報」にも速やかに公表資料を掲載できるよう体制を整備してまいります。

【模式図(参考資料)】



【適時開示体制の概要（模式図）】



以上